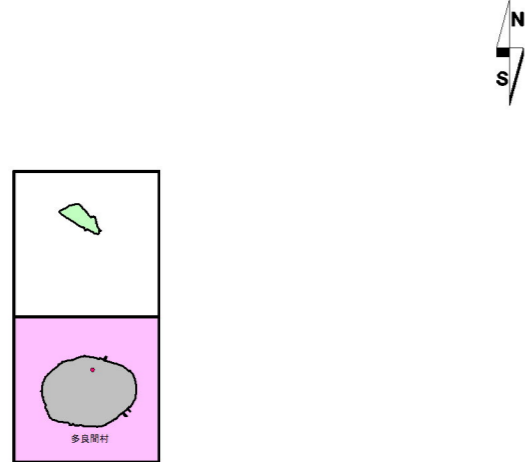


案内図



多良間村

―― 市町村境界  
 ― 国道  
 ● 主要施設  
 ▲ 1771年明和津波による痕跡記録(○0m)

想定津波の最大浸水深(m)

- 0.01m以上 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上 10.0m未満
- 10.0m以上 20.0m未満
- 20.0m以上

500 0 500 1000 1500m

―― [留意事項]――

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
- 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。また、浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

―― [用語について]――

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- 地点最大水位：その地点における最大津波水位
- 最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高
- 影響開始時間(±20cm)：地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
- 影響開始時間(+50cm)：地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
- 津波第一波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間

―― [シミュレーション条件]――

- 想定地震：下図の16の想定地震について、地域海岸毎に影響の大きな想定地震を1~6つ選定
- 構造物：堤防等(盛土構造物)は比高75%沈下、防波堤等(コンクリート構造物)は設定なし
- 潮位：朔望平均満潮位(各月の最高満潮面を平均した潮位)

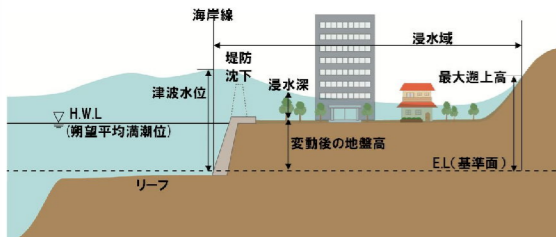


図2 津波影響開始時間、到達時間説明図

- 影響開始時間(±20cm)
- 影響開始時間(+50cm)
- 津波第一波到達時間

引き波ではじまる場合  
 押し波ではじまる場合

津波水位(m)  
 EL+0.0  
 地震発生からの経過時間(分)

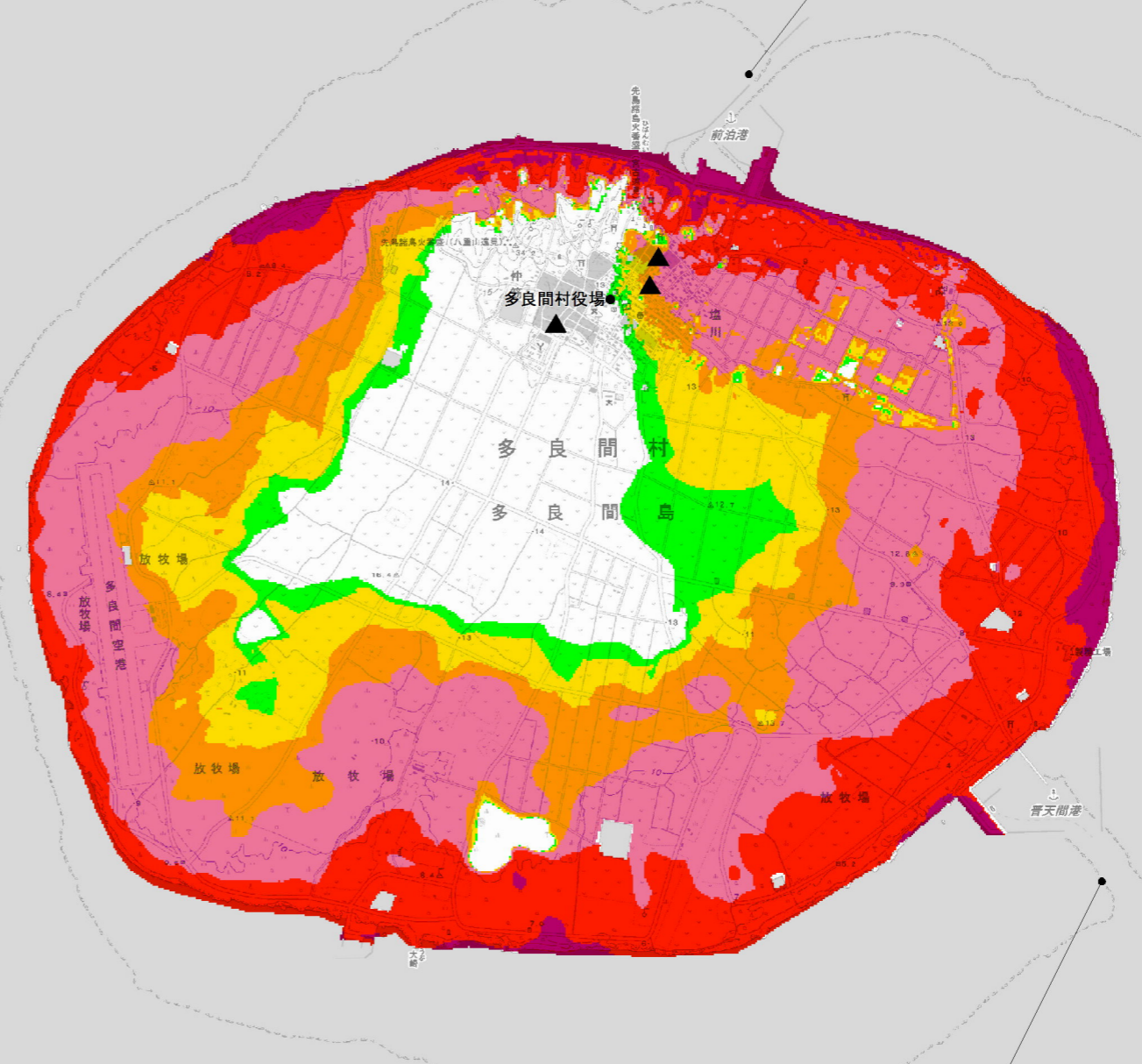
凡例

● 想定地震の位置

※オレンジ色塗潰し：選定の結果、影響を及ぼす断層

前泊港

地点	地点最大水位	最大遡上高	±20cm	+50cm	第1波
③	13.9m	18.4m	23分	31分	32分
⑧	5.2m	9.7m	20分	21分	22分
⑨	9.6m	12.4m	5分	7分	11分
⑩	13.1m	22.3m	20分	27分	31分



普天間港

地点	地点最大水位	最大遡上高	±20cm	+50cm	第1波
③	11.2m	13.9m	16分	24分	27分
⑧	10.5m	16.6m	16分	16分	17分
⑨	8.4m	11.1m	2分	3分	9分
⑩	12.5m	17.5m	13分	22分	24分

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情複、第711号)  
 この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。